

「あま市人権施策の基本的在り方及び人権尊重のまちづくり条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方」の
提言案についての意見募集（パブリックコメント）の結果について [概要版]

- 意見募集の期間：平成23年10月6日（木）～平成23年11月4日（金）
- 意見を提出された方：47名
- 意見数：84件

お寄せいただいた意見の概要及び考え方

項 目	意 見 の 概 要(原文要約)	件数	意見に対する懇話会の考え方
人権施策の基本的在り方について	行政が人権施策を実施するに、21世紀が「人権の世紀」であることを認識し、行政の人権尊重に対する取り組みや責任の自覚及び立場を明らかにしてほしい、などの意見が寄せられました。	9件	平成23年3月に取りまとめられた「人権に関する市民意識調査」における「人権を侵害されたと思った場面」を見ましても、人権侵害は人の営みのあらゆる場面で起こり得るものと考えられます。 国や自治体などの公的機関が人権尊重の責任を負うことはもちろんですが、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、お互いの人権を尊重することが大切であると考えています。
条例の名称について	名称については、「人間を大切にする条例」とした方がわかりやすいと思います、との意見が寄せられました。	1件	貴重なご意見いただきましたが、人権に重きをおく趣旨を明らかにする観点から原案通り「人権尊重のまちづくり条例」が適当であると考えています。
定義及び責務について	定義では、市民は外国人も含まれるか、また、事業者の団体はどこまでの範囲を含めるか、などの意見が寄せられました。	3件	あま市に居住する者を対象としていることから外国人を含むものと考えています。 団体とは、営利・非営利を問わず、法人格を持っていないあらゆる団体が含まれるものと理解しています。
	責務では、「人権施策に協力するよう努めるものとする」として、「上から目線」で「責務」を押し付けているように感じる、などの意見が寄せられました。	4件	市が行う人権施策を実効性あるものとするためには、市民及び事業者の取組みが欠かせないものと考えています。 市民及び事業者の責務規定はそれぞれの自主的な取り組み（人権意識の高揚や社会環境づくり）を促進するものであり、市の人権施策に対する協力についても、あくまでも自主的なものであり、決して市が押し付けるものではないと考えています。 人権施策基本方針の策定の中で検討されるべき事項であると考えています。
調査等の実施及び推進体制の充実について	条例によって市民が人権に対する考え方が変わったか調査が必要、などの調査に関する意見が寄せられました。	4件	市民の皆様の人権意識を踏まえて人権施策が進められるべきであると考えています。
	推進体制の充実では「国、県及び関係機関」で「民間団体」を加えたらどうかの意見が寄せられました。	1件	「民間団体」も関係機関に含まれるものと考えています。

審議会について	審議会の委員構成や役割、開催回数、などの意見が寄せられました。	7件	審議会委員については、有識者等から市長が新たに選任するものであり、審議会が人権施策基本方針等について調査審議していくこととなります。調査審議する内容により審議会の開催回数は決まってくるため、予め条例で回数を定めることは困難であると考えています。
補足意見として、協働について	市、市民、事業者との協働によるまちづくり、などの意見が寄せられました。	5件	私たちの示した「(4)基本目標」にも合致する貴重なご意見をいただきました。 前文は、一人ひとりがともに人権意識を高めていくことを中心に記載しております。 市民と市、事業者との協働については、人権施策基本方針に盛り込まれることを期待しております。
財政措置について	「毎年度公表」や「必要に応じて調査等を実施する場合に予算が伴うことから附帯項目で財政措置を加えたらどうでしょうか、などの意見が寄せられました。	3件	人権施策基本方針に基づき各施策を拡充・充実してゆく中で、これまでと同様の財政措置がなされると考えられるので、改めて明記する必要はないと考えています。

その他意見

項 目	意見の概要(原文要約)	件数	意見に対する懇話会の考え方
差別や偏見について	条例制定は、「人権」問題を差別問題に狭める。 「差別や偏見」を中心課題にして、「人権」問題を差別問題に限っているのではないか、などの意見が寄せられました。	2件	私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わる様々な問題があり、さらに近年新たな課題が発生しているという問題意識のもと、人権が尊重されるまちづくりを推進していくものと考えています。
人権問題が差別問題に矮小化について	差別問題を解決するには「自由な意見交換のできる環境づくり」が不可欠で条例案では憲法が規定する「言論の自由」、「表現の自由」という視点が欠落している、などの意見が寄せられました。	4件	「言論の自由」、「表現の自由」については、当然のことながら、条例(案)前文の「基本的人権」に含まれるものです。人が人として尊重されるという最も基本的な権利の侵害が、今なお存在することから、この課題の解決を図り、人権尊重のまちづくりを推進していくことが、今回の条例(案)のめざすものとなります。
条例制定に反対意見について	条例制定は、言論の自由をおびやかされるおそれがあり、一部の人たちの利害の為であることが予想できる為。 条例は差別を受けてきた人だけの権利として理解させ、人権問題の正しい解決の道をそらすもので、憲法や世界人権宣言の人権及び基本的人権の考えから大きく逸脱する人権条例はやめるべきと考えます、などの意見が寄せられました。	5件	あま市での人権意識の高揚を図るものであり、言論の自由を脅かすものではありません。 人権問題については、誰もが加害者になり被害者になり得るものと考えます。私たち一人ひとりが自ら人権意識を高め、すべての人の人権が尊重されるためにもこの条例を制定するものです。

項 目	意 見 の 概 要(原文要約)	件数	意見に対する懇話会の考え方
制定に向けての意見について	人権問題の早期解決に向けて制定してほしい。 「一生涯住み続けたい町」の実現をしてほしい。 みんなが真剣に受け止めればあらゆる差別は減少する 何もしないでは変わりません。条例に賛成です。 市民にも今まで以上の啓蒙啓発をして人権意識を高揚し、 あま市に住んでよかったと思えるようになるでしょう。 差別され悩み苦しんで居る人に条例は必要です。 以上のような内容の意見が寄せられました。	33 件	ご意見としてお聞かせいただき、行政当局へ伝えます。

修正事項

あま市人権尊重のまちづくり条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方」

6 ページ「前文について」次の事項を盛り込むことを提言します□枠内

修 正 前	修 正 後	理 由
○ 「世界人権宣言」及び「日本国憲法」の <u>基本理念を一部引用</u> すること。	○ 「世界人権宣言」及び「日本国憲法」の <u>理念や日本国憲法の基本的人権の内容を踏まえての考え</u> とすること。	「基本理念を一部引用」から「言論の自由」、「表現の自由」については、当然のことながら、条例（案）前文の「基本的人権」に含まれるもので、 <u>理念や日本国憲法の基本的人権の内容を踏まえての考え</u> と修正させていただきました。

事務局回答

項 番	意 見 の 概 要(原文要約)	件数	意見に対する事務局の考え方
人権施策推進懇話会関係について	第1回及び第4回の議事録が公開されていないのはなぜか	1件	ご迷惑をおかけしていますが、作成後速やかに公表します。
パブリックコメントの関係について	実施に関して「条例」等の閲覧期間と意見募集期間が短いのではないかと、などパブリックコメントの要領について意見が寄せられました。	2件	4月から懇話会の会議を公開してきたこともあり、意見募集期間としては、1か月間が妥当と考えるところです。